

道路占用許可申請及び分岐工事について

給水装置工事施行基準に基づき施行し、以下の内容についても注意したうえで適正かつ円滑な工事施工に努めてください。

1 道路占用許可申請について（市道）

(1) 必要書類

- ・ 窓口配布のサンプル図を参考に作成すること。

(例) 工事件名は統一しているため、工事内容にあった件名を記入する。

工事内容（現場状況や規制方法）によって、記載事項や添付資料が異なる。 など

- ・ 舗装本復旧まで行う場合は、現場写真に本復旧範囲を記載すること。
- ・ 本復旧範囲に近接して舗装継ぎ目がある場合は、離隔計測した写真を添付すること。

(※本復旧範囲が、芦屋市道路占用規則に基づいた本復旧になっているか確認するため。)

(2) 事前確認

- ・ 新舗装（3年以内）の場合は、本復旧範囲について道路管理者から条件が付されるため、事前確認すること。

2 分岐工事について

(1) 立会

- ・ 立会時刻までに以下の状態で待機すること。

①サドル分水栓の場合：サドル分水栓に水圧計を設置した状態

②チーズ分岐の場合：分岐位置を掘出し、分岐配管を準備した状態

③分水栓撤去の場合：コマ下げ及びコック閉まで行い、止水状況を確認できる状態

④チーズ撤去の場合：チーズ撤去する位置を掘出した状態

(※立会時刻までに①～④の状態での待機が難しい場合は、水道業務課へ連絡すること。)

(2) 施工

- ・ 給水管が他埋設物等で適正に配管できない場合は、水道業務課へ連絡すること。

(※当日、現場でこのような事態にならないよう、現地状況を十分に事前確認すること。)

- ・ 他埋設物及び構造物とは離隔 30 c mを保持すること。
- ・ 給水管周り及び管上下は保護砂 10 c mで埋め戻すこと。
- ・ 埋め戻しの際は、道路許可条件に基づき路盤等は 30 c m毎に転圧すること。

(※転圧状況がわかるように転圧毎に下がり検測し、写真撮影すること。)

- ・ 道路占用・使用許可の内容に沿った、交通規制やガードマン配置等を行うこと。

(3) 工事写真

- ・ 工種毎に写真撮影すること。
- ・ 工事の流れやそれぞれの作業状況が、第三者にもわかるよう写真撮影すること。
- ・ 埋め戻しの際は、各層で下がり検測を行うこと。

(※下がり検測写真がないと、適正な舗装構成・舗装厚になっているか確認できないため。)

- ・ 黒板に作業状況や計測値等を明瞭に記載すること。
- ・ 明瞭に写真撮影すること。

(悪い例) ピントがあっておらず、不明瞭な写真

遠景すぎるため、確認しづらい写真

近景すぎるため、工事全体の状況が分かりづらい写真 など

(※道路管理者への完了届に添付する工事写真であり、立会担当者や施工業者だけがわかれば良いというものではない。)

(4) 工事写真の提出

- 分岐及び本復旧の工事写真は、それぞれ施工後2週間以内に提出すること。
(※道路占用の内容が仮復旧までの場合、本復旧の工事写真についてはこの限りではない。)
- 本復旧がガスや事業主施工であっても、本復旧完了後、速やかに本復旧の工事写真を提出すること。
(※本復旧後の現地写真のみでも良い。)